

◎**新型コロナへの対応を踏まえ、今後の感染症の発生及びまん延に備え、感染症対策の一層の充実を図るため、R4年12月に感染症法が改正され、主に下記の措置が講じられた。**

① **都道府県は、連携協議会を設置・運営し、連携協議会での協議を踏まえ、予防計画を改定**

[設置者] 都道府県

[構成員] 都道府県、保健所設置区市、感染症指定医療機関、医師会、消防機関その他関係機関など

[目的] 関係者間の意思疎通、情報共有、連携の推進

[取扱事項] 入院調整、医療人材確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などを**平時から議論・協議**

② 都道府県の予防計画を踏まえて、**特別区・保健所設置市は予防計画を新たに策定**
・作成・変更した場合は、**都道府県を經由し、国に提出**

③ 関係機関等に対する**都道府県知事の総合調整権を明確に位置付け、対象も拡大**
[従来] (感染症発生まん延時) 入院勧告・措置等 ⇒ [今後] (平時から感染症まん延時まで) **感染症対策全般**

④ **都道府県知事の区市町村長からの情報収集権が創設**
(都道府県による患者の個人情報やクラスター発生状況等の情報収集を法的に裏付け)

感染症予防計画

(1) 感染症予防計画の概要

- これまで予防計画は、**感染症法及び国の基本指針**に基づき、**都が策定**（直近は平成30年3月に改定）
- **感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策、医療提供体制の確保**等について記載

(2) 感染症予防計画の策定

- 感染症法の改正を踏まえ、国において**基本指針、関係政省令通知等を改正**（R5年5月26日）

都道府県	保健・医療提供体制に関する 記載事項の充実 医療提供体制の確保等について 数値目標の設定 （※）
保健所設置区市	感染症発生予防・まん延防止のための施策、検査体制、物資の確保、保健所の体制整備等の事項を 新たに記載 検査体制、物資の確保、保健所の体制整備等について 数値目標の設定 （※）

※対応する感染症は、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本**とし、現に対応し、これまでの教訓を生かせる**新型コロナ対応での最大値の体制を踏まえて数値目標を設定**。想定を超える事態の場合は国の判断の下、目標の柔軟な変更を検討

- 下記計画との整合性を図る

①**医療計画**（医療法）

②**行動計画**（新型インフルエンザ等対策特別措置法）

③地域保健基本指針に基づき保健所設置区市等が新たに策定する**健康危機対処計画**（地域保健法）

- 都及び保健所設置区市の予防計画は**R6年4月1日施行**（R5年度中に策定・改定）[計画期間は**6年**]

予防計画記載事項

予防計画の記載事項		数値目標	
記載事項 ※ 追加事項に下線、保健所設置区市の必須項目は太字	※ 保健所設置区市	体制整備の数値目標 ※ 保健所設置区市の必須項目は太字	※ 保健所設置区市
一 感染症発生の予防、まん延防止のための施策	◎		
二 <u>感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究</u>	△ (任意)		
三 <u>検査の実施体制及び検査能力の向上</u>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 検査の実施能力 地方衛生研究所等における検査機器の確保数 	◎
四 医療提供体制の確保	×		
五 <u>患者の移送のための体制確保</u>	◎		
六 <u>医療提供体制等の確保に係る目標</u>	◎ (一部)	<ul style="list-style-type: none"> 病床数 発熱外来機関数 自宅療養者等への医療を提供する機関数 後方支援医療機関数 医療機関に派遣可能な医療人材数 PPEを備蓄している医療機関数 	
七 <u>宿泊施設の確保</u>	△ (任意)	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊療養施設の確保居室数 	△ (任意)
八 <u>外出自粛対象者の療養生活の環境整備</u>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者等への医療の提供の医療機関数（再掲） 	
九 <u>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針</u>	×		
十 <u>人材の養成及び資質の向上</u>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 	◎
十一 <u>保健所の体制確保</u>	◎	<ul style="list-style-type: none"> 最大業務量を見込んだ人員確保数 	◎
十二 <u>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査の実施・医療提供</u>	◎		

予防計画と他計画との関係



都予防計画の改定プロセス（案）

東京都

感染症予防医療対策審議会 (条例設置の附属機関)

○知事の諮問に応じ、感染症の予防方法や医療提供体制、人権保護等の観点で専門家が以下の事項を審議・答申

- ・ 感染症の予防及び医療の対策
- ・ 感染症の予防のための施策の実施に関する計画

iCDC
専門家
ボード

医療体
制戦略
ボード

医療
体制
戦略監

助言

知事

① 諮問

④ 答申

感染症対策部他

東京都
感染症
予防計画
(骨子・素案・案)

新設

連携協議会

(感染症法に基づく要綱設置の連絡調整会議)

- ① 都・保健所設置区市の予防計画の実施状況や実施に係る情報共有を図る
- ② まん延時に必要な対策を、施策の実施主体や関係機関等と協議する

全体会

(局長・部長級)

予防計画協議部会

(技監・部長級)

保健所連絡調整部会

(部長級)

[構成員] 都、全ての保健所長等

※都及び区市町村での広域的な感染症対策を実施するための常設の部会

実務担当者会議

(担当者)

[構成員] 都、全ての保健所の実務担当者等

※具体的な運用に関する情報共有、連携

(その他) 連絡調整部会

<必要に応じて設置>

都が
設置・運営

② 協議

③ 調整

連携協議会の構成（案）について

名称	機能	構成員	開催頻度
【目的】 ○ 予防計画の策定等の協議及び関係機関における平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進			
全体会	<ul style="list-style-type: none"> 全体を統括 予防計画の実施状況の確認及び情報の共有 	都、保健所設置区市、感染症指定医療機関、医師会等、消防機関、市町村、その他関係機関等の 代表	年1回以上
予防計画協議部会	<ul style="list-style-type: none"> 予防計画の作成・改正に関する協議 	同上 ※全体会より規模を縮小、事務局に關係所管部長を置く	必要に応じて
保健所連絡調整部会	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生予防又はまん延防止のための都及び区市町村の統一的な対応に向けた枠組みづくり 感染症の発生・まん延時等における広域的な感染症対策の迅速な遂行のための調整及び情報の一元的な集約 	都、全ての保健所長等	必要に応じて
実務担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 都及び各保健所実務担当者による広域的な感染症対策の具体的な運用に関する情報共有、連携 	都、全ての保健所の実務担当者（医師・保健師等）	必要に応じて
（その他関係機関） 連絡調整部会	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に関する都及び関係機関での情報共有（必要に応じて設置） 	都、関係機関	必要に応じて